

小田原市監査委員公表第 3 号

令和6年11月26日付け小田原市監査委員公表第22号により公表した監査結果に対して市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 1 3 日

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 山 崎 佐 俊

小田原市監査委員 神 戸 秀 典

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>本補助金では、事業に必要と認められる経費から事業に関する収入を除いた額を補助金額としている。補助金交付申請書に添付された収支予算書及び実績報告書に添付された収支決算書には、対象事業の経費は記載されていたが、当該事業に関する収入の額が明記されていなかった。</p> <p>また、収支決算書において、決算額が予算額を大幅に超過し、流用等の記載もない科目があった。市は、補助金の交付決定や額の確定に当たり、適正な書類を提出させた上で審査をする必要がある。</p>	<p>令和6年度補助金額の額確定及び令和7年度補助金の申請に当たっては、従来の収支予算書・決算書に加えて別紙小田原市観光協会収支予算書・決算書（財源充当表）を使用し審査した。以降の補助金の審査に関しても同様とすることで、適正な審査を実施していくこととする。</p> <p>（別紙略）</p>
2	<p>補助事業の成果目標として、主要行事観客動員数のほかに、観光消費額やホームページ閲覧数、</p>	<p>目標値の設定については、コロナ禍からの回復傾向にある状況を鑑みれば、前年度の実績値は最低限超え</p>

SNSフォロワー数、動画再生回数を指標に設定しており、事業の効果を多角的に検証していることは評価できる。その一方で、目標値の設定に当たり、前年度の実績値を当該年度の目標値に設定していた。行事の観客動員数は天候の影響により増減するためとのことであるが、コロナ禍からの回復傾向にある社会経済状況を鑑みると、目標値をもっと高く設定しても良かったと思われる。特に、令和6年度は小田原北條五代祭りが第60回を迎えたことに伴い補助金を大幅に増額したことからも、その費用対効果を考慮すべきであったと考える。

るべき目標として目標値に設定されていると認識している。記念事業を実施する際の目標値については、前年度の実績ではなく、更なる高みを目指した目標値を設定することは可能であったことから、今後記念事業のようなものを実施し、それに係る補助金を増額するのであれば、それに見合った目標値を提出させる。

なお、第60回の北條五代祭りについては、補助金を増額した以上の費用対効果は十分にあったものと考えられる（北條五代祭り観客動員数300,000人×観光消費額4,224円＝1,267,200,000円の経済効果）。